

島根県障がい福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業 <交付申請・実績報告の流れ>

資料 2

	時期	手続き
① 第1回受付：令和6年1月31日（必着） ※最終受付：令和6年2月29日（必着）	交付申請書別紙等の提出【事業者→県障がい福祉課】※メール・郵送で提出 <メールで提出するもの> <input type="checkbox"/> 交付申請書（様式第1号）【メール提出時は押印省略したもので可】 <input type="checkbox"/> 別紙1（事業総括表） <input type="checkbox"/> 別紙2（事業所・施設別申請額一覧） <input type="checkbox"/> 別紙3（事業所・施設別個表） <input type="checkbox"/> 口座振替申出書 (例) ※1月、2月末までに申請書を提出 ⇒原則、翌月末までに支払い (例) 1月31日までに申請書を提出 ⇒2月末日までにお支払い	交付申請書（様式第1号）【押印したもの】 <input type="checkbox"/> 交付申請書（様式第1号）【押印したもの】 → ・内容を確認して不備等があれば県から連絡しますので、修正対応をお願いします。 不備等の修正が完了した後に、県から交付決定通知をお送りします。
② 事業完了後の1か月以内又は 令和3年3月31日のいずれか早い日までに	実績報告書等の提出【事業者→県障がい福祉課】※メール・郵送で提出 <提出するもの> <input type="checkbox"/> 実績報告書（様式第5号） <input type="checkbox"/> 別紙1（事業総括表） <input type="checkbox"/> 別紙2（事業所・施設別申請額一覧） <input type="checkbox"/> 別紙3（事業所・施設別個表） ※領収書等に番号を振り、別紙3の積算内訳に対応する領収書等の番号を記載してください。 <input type="checkbox"/> 決算書抄本（参考様式） <input type="checkbox"/> 各諸経費の支出額が分かる証拠書類（請求書・領収書等）	実績報告書等の提出【事業者→県障がい福祉課】※メール・郵送で提出 <提出するもの> <input type="checkbox"/> 実績報告書（様式第5号） <input type="checkbox"/> 別紙1～3は、別紙1～3は、実績の金額・内容を記載してください。 <input type="checkbox"/> 郵送 → ・内容を確認して不備等があれば県から連絡しますので、修正対応をお願いします。 不備等の修正が完了した後に、県から額の確定通知をお送りします。 ・実績額が既交付額を下回った場合は、補助金の返還の手続が必要になります。 返還の手続きについては、別途お知らせします。

※以下のような場合は、隨時ご相談ください、
 (例) 生活介護事業所で、当初、自主休業中に利用者の居宅等においてサービスを提供した際の経費として10万円で交付申請し交付決定を受けたが、
 年度途中で職員に感染者が発生し、対象経費が追加で発生したため、基準単価(631円)いっぱい今まで申請したい場合など
 ⇒変更交付申請書（様式第2号）を提出していただければ、追加で交付することができますので、県障がい福祉課へご連絡ください。